

牛久市廃棄物減量等推進審議会

の委員を募集します

牛久市では、廃棄物の処理に関する重要な事項や、廃棄物の減量化及び再資源化に関する事項を審議する『廃棄物減量等推進審議会』を設置するにあたり、委員の公募を下記の通り実施します。

○廃棄物減量等推進審議会とは

本市の一般廃棄物の処理や減量等に関する事項を審議するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」第5条の7、及び「牛久市廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例(平成16年条例第2号、以下「条例」という)」第21条の規定に基づき、設置される市長の附属機関です。

当審議会では、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行ない、答申します。

- (1) 廃棄物の処理に関する重要な事項
- (2) 廃棄物の減量化及び再資源化に関する事項

○委員の任期

任期は委嘱の日から2年間です(条例第23条)。

○委員の定数と公募の定数

委員の定数は20人以内です(条例第23条)。このうち6人以内についての公募を実施します。

○委員の報酬について

「牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成元年条例第11号)」に基づき支給されます。

○本年度の諮問予定

本年度は牛久市の一般廃棄物の減量に対する事項を審議会に諮問する予定です。本年度については6回程度の会議開催を予定しております。また、来年度へも審議を継続し、約1年間を通して審議していく予定です。

○応募の条件

廃棄物減量に関心を持つ市民及び市内に通勤する方。ただし、牛久市の他の審議会等の委員に委嘱されている方は除きます。

○選考方法

・第1次選考：論文（下記の2テーマより1つを選択して800字程度で作成し、申込時に提出してください。）

テーマ①：牛久市の廃棄物減量に対して自分たちでできること

テーマ②：地球環境における廃棄物問題で思うこと

・第2次選考：面接（第1次選考の合格者に面接の日時をご連絡します。面接は9月上旬に実施する予定です。）

○申込方法

別添の申込用紙に第1次選考の論文を添えて、牛久クリーンセンターか市役所環境衛生課へお申し込み下さい。郵送での提出も可能です。

※申込期間：平成17年7月15日（金）～8月19日（金）【当日消印有効】

○留意事項

当審議会を開催する際、開催場所が牛久クリーンセンター（牛久市奥原町）になる可能性もあります。

【お申し込み／お問い合わせ】

牛久市役所 環境経済部 清掃施設課

〒300-1283 牛久市奥原町3550-2（牛久クリーンセンター）

TEL 029-830-9333 FAX 029-830-9222

E-mail seisou@city.ushiku.ibaraki.jp

牛久市廃棄物減量等推進審議会公募申込書

私は課題論文を沿えて、牛久市廃棄物減量等推進審議会委員に申し込みます。

ふりがな			
氏名			
生年月日 (年齢)	年 月 日 (満 歳)	性別	男 ・ 女
住所			
電話番号			
職業			
これまでの 主な廃棄物減量 等に関する活動 (参考事項として)			

